

9. 蕨市の対象施設と市外施設の利用

令和元年9月1日現在

認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・えなぎ保育園 ・こまどり保育室 ・このみ保育所 ・蕨市立病院内保育施設（事業所内保育所） ・ベビーシッター
子育て援助活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・わらびファミリー・サポート・センター ・緊急サポートセンター
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育室にじのへや
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・さくら保育園 ・たんぼぼ保育園 ・くるみ保育園 ・さつき保育園 <p style="text-align: right;">} 一時的保育事業</p>

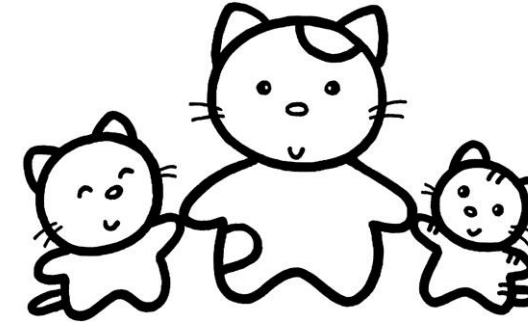
※市外の認可外保育施設等をご利用の場合は、その施設が各市町村の「確認」を受けているかをご確認ください。

10. その他

- ①申請内容または家庭状況等に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼家庭状況変更届（蕨市指定様式）」を速やかに児童福祉課へ提出してください。
- ②毎年6月に市町村民税額が変更されることに伴い
 - ・新3号認定の要件を満たすこととなる子どもへの認定
 - ・新3号認定の要件を満たさなくなる子どもへの認定取消を行ないます。
- ③毎年3～4月頃に「現況確認」のため「施設等利用給付認定現況届（蕨市指定様式）」を児童福祉課に提出していただきます。

【認可外保育施設等用】

施設等利用給付認定申請のてびき



〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号
健康福祉部児童福祉課保育係
TEL 048(433)7758(直通)
E-mail jidou@city.warabi.saitama.jp

1. 施設等利用給付認定とは

認可外保育施設等の利用料の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定（以下「認定」といいます。）が必要です。市へ認定申請を行い、認定通知書を受領してください。

※認可保育園等を利用する際の、教育・保育給付認定（これまでの「支給認定」のことです。）とは異なります。

※特定教育・保育施設（認可保育園・小規模保育園等）に在園している児童、企業主導型保育事業を利用している児童は対象外です。

2. 認定区分について

認定は、利用する児童の年齢や利用している施設によって、以下の区分に分かれます。

認定区分	対象となる児童	利用している施設・事業
第2号認定	3歳児～5歳児 ※保育の必要性がある児童	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設、ベビーシッター ・一時預かり事業
第3号認定	市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児 ※保育の必要性がある児童	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 <p>※市町村の「確認」を受けた施設に限ります。</p>

※「0歳児」という表記について…いわゆるクラスを指します。クラスは毎年4月1日現在の満年齢によります。

3. 保育の必要性について

第2号認定・第3号認定の対象となる児童は、その保護者が次のいずれかの事情にある場合です。

1. 就 労 月64時間以上労働することを常態とすること。※月は4週間で計算します。
2. 出 産 出産予定日の前6週から出産後8週であること。
3. 病気・障害 疾病にかかり、若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障害を有していること。
4. 看護・介護 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時看護又は介護していること。
5. 災 害 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6. 求 職 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
7. 就 学 学校教育法に規定する学校等又は職業訓練校に在学していること。
8. 虐待・DV 虐待やDVのおそれがあると判断される場合。
9. そ の 他 1から8に類する状態にあり、児童を保育することができないと市長が認めたもの。

※育児休業取得中に、新たに認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。

4. 申請に必要な書類

認定申請を行う方は以下の書類を児童福祉課にご提出ください。

- 下記①～④の申請書類が児童1人につき1部ずつ必要になります。
- 同時に2人以上で申請する場合、2人目以降の②の書類はコピーでの提出ができます。
- 申請書類について、記載事項に虚偽があった場合や不足書類があった場合には、申請が無効となります。

①□**蕨市施設等利用給付認定申請書**（蕨市指定様式）

②□**保育ができない状況等を証明するもの**

理由	提出書類	対象者
就 労	就労証明書（注1）（蕨市指定様式） ※証明者と代表者の名前が同一の場合は、開業届・営業許可書・請負契約書・受注書等の事業を継続して実施していることが分かる書類を添付してください。	保護者及び65歳未満の祖父母全員 （住民票上は別世帯でも同居している場合は対象となります。） （保護者には事実婚の方も含まれます。）
出 産	母子健康手帳の写し（保護者氏名、出産予定日記載箇所）	
病気・障害	医師の診断書又は障害者手帳の写し等	
看護・介護	看護・介護対象者の医師の診断書又は障害者手帳の写し等	
災害復旧	り災証明書の写し（市民課発行）	
求職中（注2）	求職中の申出書（蕨市指定様式）	
就 学	在学証明書及びカリキュラム等	
虐待・DV/その他	児童福祉課保育係へご相談ください。	

（注1）採用予定及び育児休業復帰予定の方は、実際に勤務開始後、就労証明書の再提出が必要となります。

（注2）求職中の方は、認定期間が2ヶ月間となります。求職中に就労等が決まった方は、変更申請書（蕨市指定様式）を児童福祉課に提出してください。

③□**支払金口座振替等依頼書**（蕨市指定様式）

※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座としてください

④□**市町村民税非課税世帯の場合（0歳児～2歳児の該当者のみ）**

- ・日本にいなかったことを証明する書類（2019年1月1日に日本に住所がない場合）
- ・生活保護受給証の写し

5. 申請締切日

利用開始希望月の前月末までに、必要書類を児童福祉課にご提出ください。

※郵送・FAX・メール等での申請はできません。

※月末が閉庁日（土、日、祝日、年末）であった場合、その前の閉庁日が締切日となります。

6. 給付金額

給付額（月額）	
0歳児～2歳児（市町村民税非課税世帯）	3歳児～5歳児
上限 42,000 円	上限 37,000 円

※対象施設・事業であることを市町村が「確認」した施設・事業を利用した場合に限ります。

※保育料・利用料が給付額の上限を下回る場合、実際に支払った金額が給付額となります。

※複数の施設・事業を利用した場合、給付額の上限の範囲内で合算ができます。

※給食費・行事費等の実費徴収分は無償化の対象外です。

7. 請求・支払い

- 請求は施設等利用費請求書（蕨市指定様式）により、1か月ごとにまとめてご請求ください。
- 請求書には、「領収書」および「提供証明書」（子育て援助活動支援事業の場合は「活動報告書」）を必ず添付してください。（いずれも原本。コピー不可）
- 請求の時効は2年です。
※請求受付は児童福祉課窓口直接か郵送となります。

8. 申請から給付までの流れ

